

南寝屋川公園基本計画策定業務委託
仕様書

寝屋川市

第1章 総則

1 委託業務名

南寝屋川公園基本計画策定業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、寝屋川市（以下、「発注者」という。）が受注者へ委託する「南寝屋川公園基本計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

3 業務目的

南寝屋川公園は、スポーツ施設等を備えた本市でただひとつの地区公園であり、広い敷地に加え、第二京阪道路からのアクセスの利便性や、大型商業施設に隣接している立地特性から、子育て世代を始めとした市内外から訪れたい公園として生まれ変わる高いポテンシャルを有しております。加えて、隣接する汚物処理場（緑風園）の跡地を活用することで、公園面積の拡張及び機能の再編、役割を見直し、利用ニーズに即した都市公園としてリニューアルを目指します。

本市では、南寝屋川公園における効果的な機能、役割を検討するため、これまでに市民アンケート調査や民間事業者と対話するサウンディング調査、期間限定の催しを実施するなど、リニューアルに向けた様々な可能性を検討してきました。

本業務は、これまでの検討内容等を分析評価し、機能の再編の視点から、南寝屋川公園のリニューアルに向けた基本計画を策定するものです。

4 対象区域

本業務は、南寝屋川公園（寝屋川市讚良東町地内）を対象とする。

対象面積は、6.0ha（南寝屋川公園 4.7ha＋緑風園 1.3ha）です。

5 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

6 計画準備

本業務の実施にあたっては、業務内容を理解し、工程を検討した上で、目的が達成できるように業務計画を立案・作成し、本業務に必要な資料を収集、整理するなど、準備を行うこと。また、受注者は、業務着手に先立って業務計画書を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

7 資料等の貸与

- (1) 発注者が過去に実施した市民アンケート調査やサウンディング調査、期間限定の催しに関する資料については、公開されているものを除き、本業務の契約締結後に必要と認めるものを電子データ等で貸与するものとする。また、本業務とは別に測量業務の委託を予定しており、その業務の完了後に、測量業務の成果物を貸与するものとする。なお、貸与された資料については借用書を提出すること。
- (2) 受注者は、借用した資料について責任をもって管理し、汚損、被害等がないよう取り扱いに注意を払わなければならない。万が一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (3) 受注者は、発注者より貸与される資料等のほかに、本業務に必要なものについては、受注者が収集するものとする。また、これに要する経費は受注者の負担とする。

8 提出書類

受注者は本業務の契約締結後、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者届及び照査技術者届
- (4) 業務工程表
- (5) 業務体制表
- (6) TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）※
- (7) その他発注者が示す書類

※ TECRIS（調査測量設計業務実績情報サービス）について

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は検査終了後10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し訂正があった日から10日以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略で

きるものとする。

9 関係法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の法令等の定めに従わなければならない。また、ここに記されていない関係法令等であっても、本業務に必要とされる関係法令等について遵守すること。

- (1) 土木設計業務等共通仕様書（令和5年4月大阪府都市整備部）
- (2) 測量業務共通仕様書（令和5年4月大阪府都市整備部）
- (3) 大阪府公共測量作業規定（平成21年4月大阪府都市整備部）
- (4) 公共建築設計業務委託共通仕様書（令和3年3月国土交通省）
- (5) 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械）（令和4年3月国土交通省）
- (6) 都市公園法及び同法関係規則（昭和31年法律第79号）
- (7) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月国土交通省）
- (8) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月国土交通省）
- (9) 大阪府福祉のまちづくり条例（令和4年10月大阪府）
- (10) 寝屋川市関係条例等諸規則
- (11) 寝屋川市みどりの基本計画改定版（平成31年3月寝屋川市）
- (12) 都市公園等再編整備基本方針（令和3年6月寝屋川市）
- (13) その他の関係法令・規則等

10 諸手続き

本業務の実施にあたり、必要となる官公庁等への諸手続きは、発注者の承諾を得て、受注者の責任において速やかに行わなければならないものとする。

11 秘密の保持

受注者は、本業務を実施するうえで業務目的外の情報取得を禁止するものとし、本業務で知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

12 個人情報の保護

受注者は、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

13 再委託等の禁止

受注者は、本業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 疑義

本仕様書及び設計図書に定めなき事項及びその内容の解釈に疑義が生じた場合

は、発注者と受注者が協議を行い、決定するものとする。

第2章 業務内容

15 業務内容

南寝屋川公園の持つポテンシャル及び立地特性を最大限に高め、子育て世代を始めとした市内外から訪れたい公園としてリニューアルするため、効果的な機能、役割を見直し、基本コンセプト及び再整備内容の設定、土地利用、景観等の検討に基づき、一体的なランドスケープデザインを計画するとともに、管理運営、維持管理の方針を定める等、基本計画を策定する。

以下の業務内容は、本業務に必要と思われる概ねの事項を示したものであり、公募型プロポーザルの実施において決定した受注者の企画提案により調整するものとする。

(1) 基本計画の策定

- ① 上位計画等及びその他調査結果と整合した基本的な考え方、基本コンセプトの設定

上位計画等や市民アンケート調査結果と整合させつつ、南寝屋川公園が果たすべき役割、そのために必要な取組の方向性等の基本的な考え方を整理した上で、基本コンセプトを設定する。

- ② 南寝屋川公園が持つポテンシャルを活かした上で立地特性等を整理し、それらを最大限活用する子育て世代の誘引につながる魅力的かつ具体的な手法を検討する。

- ③ 南寝屋川公園の再整備について、隣接する汚物処理場の跡地活用を踏まえた機能、役割を見直す利用ニーズに即した手法を検討する。

- ④ 管理運営計画の検討（指定管理者制度の活用、P－P F I等事業者による整備・運営等）

上記検討内容及びランドスケープデザイン（空間計画）の検討内容を踏まえ、リニューアル後の南寝屋川公園の運営方針、運営方針、管理内容や体制、市民や民間事業者との協働のあり方、必要となる費用の試算等の管理運営計画を検討する。

- ⑤ 基本計画策定後の事業スケジュールの検討

(2) ランドスケープデザイン（空間計画）の検討

- ① 上記の活用を実現するため、南寝屋川公園について、寝屋川水準としての観形成、空間づくりのためのゾーニング計画、施設整備計画、植栽・環境計画を含めた基本計画図、概算工事費の算出を行う。

(3) 関連部局等との調整・庁内検討会議の運営補助

- ① 基本計画の検討および策定後の事業実施、リニューアル後の南寝屋川公園の活用に向けて調整や連携が必要となる関係機関協議及び庁内検討会議に必要な資料作成、議事録作成等の補助を行う。

16 打合せ協議

- (1) 業務着手時及び成果物納品時は管理技術者が立ち会うものとし、中間打合せは4回を予定している。
- (2) 発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認するものとする。
- (3) 受注者は発注者との打合せを行った場合又は電話・電子メール等で連絡を取った場合は、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

17 本業務における特記事項

- (1) 南寝屋川公園の南側に隣接する汚物処理場（寝屋川市 緑風園）については、公園のリニューアルに伴う公園用地としての活用を想定しているため、跡地については、公園用地としての活用を想定した計画内容とすること。
※汚物処理場は更地の状態として検討すること。
- (2) 南寝屋川公園敷地内にて、「寝屋川流域下水道 四條畷増補幹線 立杭築造工事」を現在施工中のため、留意して提案を行うこと。
工期：令和4年12月23日～令和7年2月28日
※立杭の完成後、令和11年3月頃まで地下に増補幹線を作る工事を行う。

18 技術者配置要件

- (1) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかに該当する者を配置することとする。ただし、管理技術者と照査技術者は、兼務できないこととする。
ア 技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画）
イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- (2) 主たる担当技術者は、次のいずれかに該当する者を配置することとする。ただし、管理技術者及び照査技術者と主たる担当技術者は、兼務できないこととする。
ア 技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画）
イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
ウ R C C M（造園部門）

周辺見取図



令和3年航空写真

【参考】これまでの取組の経過

令和3年度	都市公園等再編整備基本方針の公表	HPに公表
	アンケート調査の実施	HPに結果公開
令和4年度	マーケットサウンディングの実施	※結果非公開
令和5年度	手ぶらBBQ 7月29日～8月27日（毎週土日）	
	フィールドアスレチック 7月29日～8月27日（毎週土日）	
	水かけ祭り企画 8月19日 いきもの調査 11月5日	
	遊具体験 11月23日～11月26日	
	アンケート調査の実施	HPに結果公開

第3章 検査及び成果物

19 検査

受注者は、業務完了時及び一部業務完了時は、速やかに完了届及び成果物を納入し、発注者の検査を受けなければならない。

発注者は、本仕様書及び関係図書に基づき成果物の検査を行い、不備の箇所については必要な指示を与えることができる。

20 成果物

- (1) 基本計画図
- (2) 基本計画説明書
- (3) 概算工事費算出書
- (4) 照査報告書
- (5) 業務報告書
- (6) イメージパース
- (7) 打合せ協議録
- (8) その他関係する資料

※ 企画提案書は本仕様書に基づき、募集要項の南寝屋川公園基本計画策定業務委託採点基準表の評価項目及び評価の視点を踏まえた上で、作成するものとし、上記以外に対象区域の事業を計画するうえで、効果的、効率的な独自の提案があれば、提案すること。

※ 本業務の成果物は、紙媒体及び電子媒体とする。ただし、種々の理由により、電子媒体に対応しがたい場合は別途協議することとする。

※ 提出部数については、報告書2部及び作成した資料一式とする。

※ 上記に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議の上これを定める。

21 引渡し

検査に合格後、本仕様書に指定されている成果物を納品し、発注者の検査をもって業務の完了及び業務の一部完了とする。

22 成果物の帰属

本業務における成果物は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用、流用してはならない。また、本業務の遂行にあたり第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において適正に処理すること。

23 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後であっても、提出した成果物に受注者の未確認による誤りまたは訂正事項があった場合は、受注者の責任において直ちに訂正し、再提出しなければならない。また、これに要する費用の経費は受注者の負担とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正管理)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項に定める必要な措置として、個人情報の取扱いに係る管理規程等を整備するとともに、管理責任者を選定して管理体制を整備しなければならない。

3 受注者は、この契約における個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）及び保管場所を定め、入退室の規制、防犯防災対策その他の安全対策の措置を講じなければならない。

4 受注者は、この契約の業務に着手する前に、前2項に規定する措置のうち、必要な事項について書面により発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第4条 受注者は、この契約による事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対し、次の各号に掲げる個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(2) 作業場所から個人情報を無断で持ち出してはならないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要と認めること。

(教育の実施)

第5条 受注者は、事務従事者に対し、この契約により遵守しなければならない事項、個人情報に関する法令等（寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行細則を含む。）に関し、必要な研修を実施しなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報や記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に当該事務を委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託先において個人情報を適切に取り扱うことができることを確認した上で、その内容を発注者に報告し、再委託することについて発注者の承諾を受けなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も準用する。

(実地による調査等)

第10条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、この特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか受注者に報告を求め、必要があると認めるときは、実地の調査を行うことができる。

2 受注者が、委託業務の一部を再委託するときは、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者を通じて又は発注者自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報や記録された資料等（以下「資料等」という。）を厳重に保管し、この契約が完了、その他の理由により終了し、又は解除された場合は、直ちに発注者に返還し、又は引渡し、そのことを書面で報告するものとする。ただし、受注者が資料等を直ちに発注者に返還し、又は引渡すことができない特別の事情があると発注者が認める場合は、受注者が資料等を廃棄又は消去し、そのことを書面で報告するものとする。

(事故発生時の報告)

第12条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約により取り扱う個人情報について、受注者又は第9条における再委託先等の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失又はき損等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認めるとき。